

通信傍受令状の執行手続の一部に違法を認めつつ、傍受記録等の証拠能力を認めた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 8 年 3 月 16 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（刑わ）第 3437 号ほか 8 件

【事 件 名】 詐欺（変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反）被告事件

【裁 判 結 果】 有罪

【参 照 法 令】 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 28 年 5 月 24 日法律第 54 号による改正前）

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25627622

大阪公立大学名誉教授 三島 聡

事実の概要

X は、特定の 4～5 名の者および氏名不詳者らと共謀のうえ、被害者から土地や現金を騙取したとする組織的詐欺罪（組織的犯罪処罰法 3 条 1 項 13 号）の 26 件の被告人として、公判審理を受けた。検察官から、X およびその共犯者と疑われていた P 59 各々の携帯電話による通信の傍受内容を記載した通信傍受記録等（「本件傍受記録等」）についての証拠調べの請求がなされたのにたいし、弁護人は、これらは違法収集証拠でありその証拠能力は否定されるべきだと主張した。

弁護人は、その主張の基礎づけ事実として、本件傍受記録等に記録された通信が、傍受の許される「犯人による犯罪関連通信」（2016 年改正前の通信傍受法〔旧法〕3 条 1 項柱書き）にあたらないことのほか、①上記 2 名の携帯電話による通信を傍受する一連の捜査（「本件通信傍受捜査」）では、傍受すべき通信に該当するか判断するための「必要な最小限度の範囲」（旧法 13 条 1 項）を超えて通信が傍受されたこと、②本件通信傍受捜査では、弁護士が他人の依頼を受けておこなうその業務に関するものと認められる通信が傍受されたこと（旧法 15 条参照）、③令状なく電話番号が探知されたこと（旧法 16 条 1 項参照）、④原記録の一部につき複製ができなかったことなどを指摘した。

判決の要旨

本件傍受記録等の証拠能力を認め、全件有罪。

1 「必要な最小限度の範囲」か否か（①）

弁護人は、本件通信傍受捜査において捜査機関

が定めたスポット傍受として許される傍受時間 2 分という定めは、恣意的なものであり、必要最小限度の範囲を超えた違法があるとし、現に、捜査官らは、犯罪関連通信に該当しないことが明白な通信であっても、2 分以内の通話は最後まで全部聞き続けたことを指摘しているが、「リアルタイムで犯罪関連通信該当性を判断するというスポット傍受の性質上、一定の時間は当然に必要であると考えられるのであって……法の趣旨に反した恣意的で不当に長い傍受時間が定められたとうかがわせる事情はない。」「スポット傍受の枠内で犯罪とは無縁の私的な通信全部が傍受されたものが多数あることは弁護人が指摘するとおりである。しかし、捜査官らは……現場で、相手方話者や話題の転換の可能性を考慮しながら犯罪関連通信該当性を判断していたものと認められるのであって……法の趣旨を意図的に無視していたとはいえない。」「通信傍受法 13 条 1 項に抵触し得るような判断の遅れ等があるにしても、本件傍受記録等の証拠能力を直ちに失わせるほどの重大違法があったとはいえない」。

2 被告人と弁護士との通信の傍受（②）

「被告人と弁護士である P 67 が契約していた携帯電話機との間の通信が傍受されていた事実が認められる。」「会話内容をみれば、弁護士に貸金回収のための差押えを依頼しようとしているとみるのがごく自然な解釈であり、それが判明した時点で直ちに傍受を終了すべきところ、捜査官らが傍受を漫然と続けた点は、通信傍受法 15 条に違反する。」

また、「弁護士との通話であると弁護人が主張するその他の通信については、これらの通話内容

が含まれているはずのファイルの原記録は……複製・再生できないことが判明しているところ、その原因は不明である。そして、被告人は、これらは弁護士との通話である……旨供述している。これらを排斥する客観記録が被告人の与り知らないところで失われるに至った本件事案においては、通信傍受法 15 条に反する傍受があった可能性を前提に、この違法の波及について検討するのが公正である。」

だが「上記の各弁護士との通話の傍受についての違法は、P 60 名義との通話や P 61 名義との通話等とは別の通信の傍受についての違法であって、傍受記録の際には適切に削除されているから、P 60 名義との通話や P 61 名義との通話等との関係では、通信傍受法 26 条 3 項 2 号にいうような当該傍受における重大な違法がある場合には当たらない。また、実質的に見ても、P 60 名義との通話や P 61 名義との通話等は……その通話内容等のみで犯罪関連通信として傍受し、記録化することが認められるものであり、上記の弁護士の通話の傍受とは独立して、犯罪関連通信として傍受され、記録されたものである。したがって、上記の弁護士との通話の傍受については、少なくとも、P 60 名義との通話や P 61 名義との通話等と密接な関係があるものではなく、これらの証拠との関係では、令状主義の精神を没却し、これを証拠として採用することが将来における違法捜査の抑制の観点から相当ではないものとする波及効果を与えるようなものとまでは認められない。」

3 電話番号の無令状探知 (③)

「保護されるべき通信の秘密には、通信の各当事者の電話番号等も含まれるが、傍受令状により傍受の実施をしている間に行われた通信であって、傍受が許されるものについては、通信の相手方の通信の秘密についても当然に制約が許されることから、この場合に電話番号等を探知しても、これにより制約される通信の秘密は、既に制約が許された通信の秘密の一部をなすものにすぎず、新たな法益侵害とはいえないこと等から、『傍受』が始まった後ならば、電話番号等の探知を許容したものと解される。

したがって、通話が始まる前の『傍受の実施』にすぎない段階で、ナンバーディスプレイに電話番号が表示された点は、通信傍受法 16 条 1 項に違反する。」

「他方で、上記の違法は、通信傍受法 26 条 3 項 2 号にいうような、本件傍受における違法には当たらないと解される。そして、犯罪関連通信に該当する P 60 名義との通話や P 61 名義との通話においても、通話が始まる前から電話番号等の探知がされていたものとうかがわれるが、通話が始まった『傍受』の段階で電話番号等の探知が許されることとなるのであるから、順序が若干前後しているにしても、違法の程度が重大であるとはいえない。また、その他の通信において電話番号等の探知がなされた違法は、犯罪関連通信との間に密接な関係がなく、これらの証拠能力に直ちに影響を与えるものではない。」

「そうすると、上記違法は、本件傍受記録等の証拠能力との関係で、令状主義の精神を没却し、これを証拠として採用することが将来における違法捜査の抑制の観点から相当ではないものとまでは認められない。」

4 原記録の複製不能 (④)

弁護人が原記録の複製を求めたところ、その一部について複製ができなかったが、「傍受の原記録の複製ができないことは、当該傍受において通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法がある場合（通信傍受法 26 条 3 項 2 号）に当たらないと解される。」「弁護人の指摘する通信は……適法になされたスポット傍受によるもので、犯罪関連通信として証拠化されている物でもないから、被告人の防御権を侵害してはならず違法な点はない。」

判例の解説

一 はじめに

本判決は、本件傍受捜査における被告人と弁護士との通信の傍受 (②) と電話番号の無令状探知 (③) について明確に違法だと認定する一方で、本件傍受捜査から得られた本件傍受記録等の証拠能力については否定しなかった。

通信傍受法の解釈・適用について示した公判裁判例が非常に少ないなかで、本判決では、多くの点が争われ、そのうちの 2 点につき明確に違法と判断され、違法収集証拠排除法則の適否が具体的に検討されたことは注目されてよい。また、本判決の内容は、同法の運用一般のあり方を考える契機になりうるという意味でも重要だと思われる。

なお、本件では2016年改正前の法律の解釈・適用が争われているが、ここでの議論は現行法においても妥当する。

二 本判決の新規性・積極的意義

本判決について一定の新規性・積極的意義が認められる点として、第1に、傍受開始前の電話番号の無令状探知(③)を違法としたことがあげられる。このことは条文に明示されておらず、また、立案担当者による逐条解説でも明確に述べられてはいない(三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』(法曹会、2001年)508～515頁)。もっとも、旧法16条1項の「傍受の実施をしている間に行われた通信……が傍受すべき通信に該当するとき若しくは第14条の規定により傍受することができる通信に該当するものであるとき」は、傍受後の探知を当然の前提としており、また、「第13条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるとき」についても、当該判断に資するかどうかを具体的に判断しようとすれば、通信内容を捜査官が把握しないかぎり無理なので、いずれにせよ、旧法16条1項により許容される無令状探知は、傍受開始後に限られるという解釈が導かれる。現に、同条をうけて定められた警察庁の「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」(2010・4・30警察庁丙刑企発57号・丙企分発14号・丙備企発41号警察庁刑事局長・同警備局長通達)第5、8(1)には、「通話開始前には……別の令状なしで発信・着信の相手方の電話番号を探知することは許されない」と定められている。そのため、この③に関する判示は、特段目新しいものではない。

第2に、被告人と弁護士との通話の傍受(②)に関して、両者間の通話の傍受があったかどうか原記録で確認できないばあいには、その原因が捜査機関側にあるかどうかをとわず、旧法15条違反があった可能性を前提に、傍受記録等の排除を検討すべき点とした点も注目される。ただし、旧法違反があった「可能性」を前提とするという趣旨が、旧法違反があったものとして扱うというのと同義なのかどうかは必ずしも明らかでない。

そして、本判決のそのほかの個々の判示事項は、ほぼ予想されたところにとどまっている。たとえば、被告人と弁護士との通信の傍受(②)を違法とする判断に関して、他人の依頼を受けておこな

う弁護士の業務に関するものであるかぎり、旧法15条により明確に禁止されており、捜査官が上記の通信であることに気がついた時点でただちに傍受を中止すべきことは、同条の要求するところである。また、「必要な最小限度の範囲」か否か(①)や原記録の複製不能(④)の判示内容についても十分予想されたところだと思われる。

そしてさらに、違法収集証拠排除法則のあてはめに関しても、同様であろう。弁護士との通信(②)や「必要な最小限度の範囲」か否かで問題とされた通信(①)は、いずれも、本事件に関わらないスポット傍受の部分であり、本件傍受記録等には含まれていない。①②で違法となりうる通信の傍受と、本件傍受記録等に内容が記載されている通信の傍受との間に因果関係は認められない。他方、違法な電話番号の無令状探知(③)は、本件傍受記録等に記載されている通信についても実施されている。しかし、そのような通信は「傍受すべき通信」として、傍受開始後であれば、無令状探知が許容されるのであるから、ごくわずかに時間的に早かったことが、重大な違法を招くとはいえない。

以上からすると、本判決は通信傍受の違法性について詳細に論じている割に、さして目新しい判断を示していない。おおむね予想された範囲の判示にとどまっている。また、違法収集証拠排除法則を、伝統的な搜索差押えのばあいと同様に適用するかぎり、本件傍受記録等について証拠能力が否定される余地はまずないということになりそうである。

三 本件弁護人の主張の真意とその評価

弁護人としても、上記のことは十分予想しえたと思われる。にもかかわらず、弁護人は、なぜ、原記録の複製を求めその内容をつぶさに検討したうえ、本件傍受記録等の証拠能力を真剣に争ったのであろうか。

それは、通信傍受には、通常の搜索・差押えにはみられない人権侵害性があり、そのことを考慮し、通信傍受に見合う形で違法収集証拠排除法則を適用すべきだ、と考えたからであろう。

通信傍受は、その対象が人のコミュニケーションであり、何気ない会話から情報を収集しようというもので、プライバシーや通信の秘密、ひいては思想・良心の自由にたいする重大な制約を課

すものである。また、通常の差押えのように現存する対象物を収集するのではなく、事前に待ち構えていて通信が発生するたびにその内容を捕捉していく行為であることから、傍受した通信には犯罪と無関係な会話が必然的に入り込むうえ、収集対象か否かについて、通信の中味を必ず聞いて判断する必要がある。この点からみても、人権制約の程度が非常に大きい。

そこで、通信傍受が合憲だとされるためには、搜索差押えにはない、厳格で特別な歯止めが必要である。通信傍受法はそのことを一定程度考慮した規定を置いているが、他方で、逆に、搜索・差押えに比べて、捜査権限を拡大したり権利保護の措置を後退させる規定を設けている。たとえば、令状要件に将来の犯罪についての被疑事実を含む、令状記載の傍受可能期間の範囲であれば、傍受が何度でも実施できる、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受や電話番号の逆探知を認める、傍受された通信の当事者全員への通知は不要、などである。とくに令状の一回性を緩和して何度も執行できるとした点は、傍受される通信の数量を大幅に拡大することになる。

このように、捜査の便宜の考慮から通信傍受の令状要件や手続を緩和したところがあるのであれば、一層、通信傍受法上の歯止めが厳格に遵守されなければならない。その遵守をもって、はじめて通信傍受という捜査手段が憲法上許容される（あるいはその余地を生じうる）と考えるべきである。なお、通信傍受法上、該当性判断のための傍受において要求されているのは、傍受を「必要な最小限度の範囲に限」ることであり（旧法13条1項）、スポット傍受の時間を形式的に守ることではない。

弁護人は、最終弁論で、通信傍受を実施した警察官らに法令遵守の姿勢が欠如している、と述べる。被告人と弁護士との通話（②）につき、誰が聞いても冒頭20秒の会話でそれが弁護士との法律相談の予約の電話であることはわかるはずなのに、当時の傍受実施主任官はそのような職業の人物がいたことについて記憶がないなどと証言しているとし、また、同人は、その証言から、①につき、スポット傍受の時間はその時間を経過するまでは傍受を続けてもよい時間だと理解していたと指摘する。法令遵守の姿勢が欠如していることは、上記「留意事項」に明確に反する電話番号の無令

状探知（③）によくあらわれているといえよう。

しかし、二でみたように、通常の違法収集証拠排除法則の考え方では、旧法の13条や15条の明確な違反があっても、それが犯罪に無関係な通信に限って認められるのであれば、傍受記録等の排除にはつながらない。また、傍受前の電話番号等の探知については、犯罪関連通信であっても、同様である。とくに探知した電話番号等については、通信傍受法に消去を義務づける規定がないから、違法な探知によって取得した電話番号等も基本的に警察内部に蓄積され、自由に活用できてしまう。しかも、犯罪に無関係な通信は、傍受記録から除外され、裁判所に保管される傍受の原記録上にもみ残り、裁判官にその聴取・閲覧を請求しなければ違法な傍受があったのか、その際どのような内容が傍受されたのかが表沙汰にならない。犯罪に無関係な通話の当事者には傍受されたことの通知がなされないから、傍受記録記載の通信の当事者でないかぎり、原記録を聴取・閲覧することはまずありえない。かくして、第三者の監視の眼がはいりにくく、違法な傍受が放置されることになりかねない。伝統的な搜索差押えでは、執行の場面で立会人がいて、捜査官が令状に記載された差押目的物以外の物を差し押さえようとすれば、そこで事実上異議を申し立ててやめさせることが可能であり、また、差押え後ただちに準抗告を申し立てることができるが、通信傍受のばあいには、立会人を要するばあいでも通信の内容を聞かない運用になっており、違法な傍受の歯止めとして機能していない。

そこで、憲法上の要請として、すくなくとも通信傍受法が用意している歯止めが現に活かせるような解釈が求められる。

通信傍受においては、一つの令状の執行は、令状請求からその執行、傍受記録の作成および聴取・閲覧、傍受原記録の聴取・閲覧等まで手続が完遂できてはじめて、憲法上許容される。この考え方は、傍受記録等の証拠排除の場面においても適用されなければならない。証拠調べ請求される記録に記載された個々の通信の傍受を対象に違法の重大性を判断したり当該通信への波及効を検討したりするのではなく、無関係な通信も含めて当該令状のもとでおこなわれた傍受手続全体を一体として違法の重大性を判断することとし、証拠排除の範囲を大幅に拡大すべきである。